

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

8問 公証制度の概要について、法務当局に問う。

（答）

[意義]

1 公証制度とは、公証作用（個人の法律生活に関する事項を公に証明する国家作用）を行うことを職務とする公証人という機関を設けて、証書の作成等の方法により一定の事項を証明させる制度をいい、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、法律関係の明確化・安定化を図ることを目的とするものである（注1）。

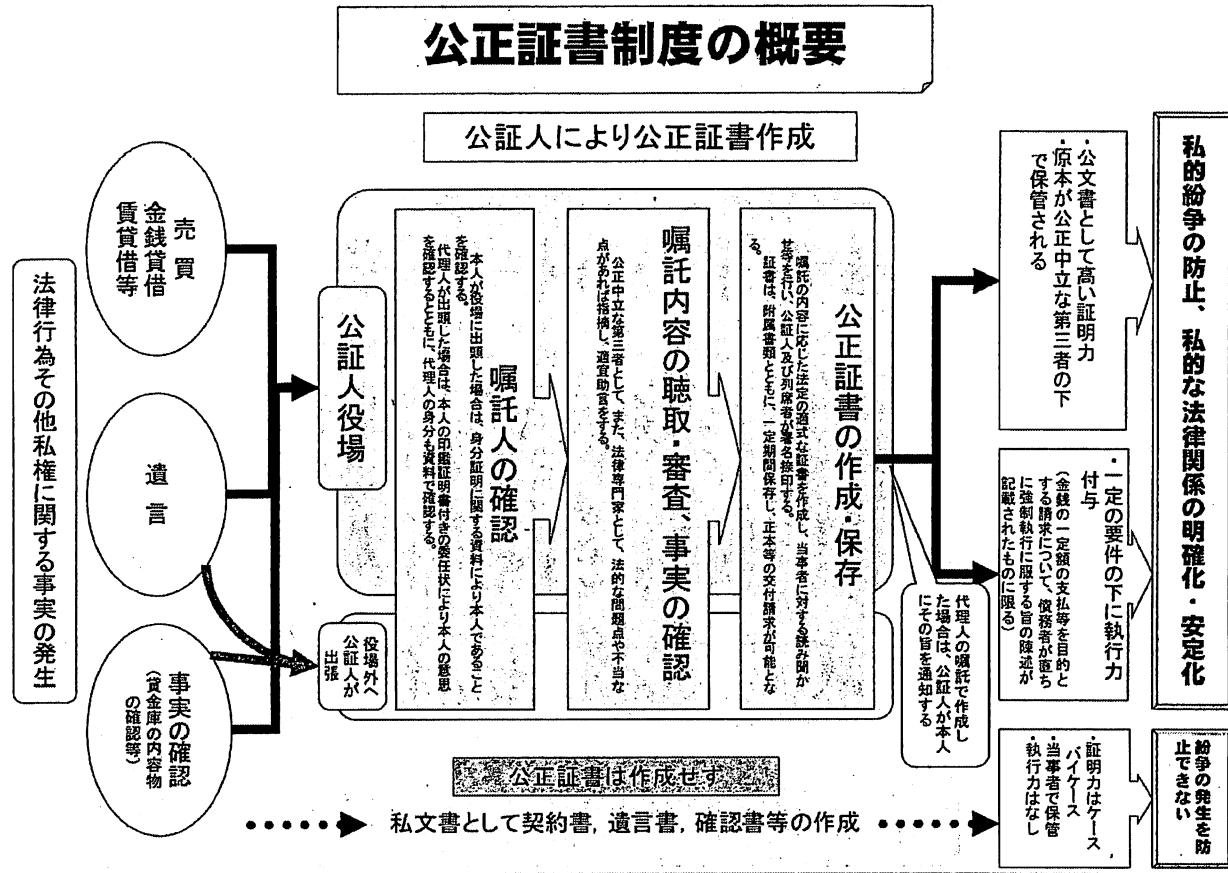
[沿革]

2 公証制度は、ヨーロッパ諸国で発達したものであるが、我が国においても、明治19年に、フランス法などの影響の下、導入され、以後、数次の改正（注2）を経て、現在に至っている。

[職務内容]

3 公証人の主な職務は、嘱託人の嘱託により、①公正証書（注3）を作成すること、②私署証書や定款の認証をすること、③確定日付を付与すること等がある（注4）。

(注1) 公証人制度の概要



(注2) 明治41年にプロイセン法の影響のもとに、公証人法が制定された後、昭和13年の商法改正により会社設立時の定款の認証の制度が、平成8年の民訴法改正により私署証書の宣誓認証の制度が、平成12年の公証人法の改正により電子公証制度が、平成14年の商法改正により電磁的記録で作成された定款の認証の制度が、それぞれ設けられた。

(注3) 公正証書とは、広義では、「公務員がその報酬に基づき作成した一切の文書」（刑法等における用例）をいうが、狭義では、「公証人が公証人法その他の法令に従って権利義務に関する事実につき作成した証書」（公証人法、民法、民事執行法等における用例）を意

味する（例：遺言公正証書）。

（注4）公証事件数の内訳（平成27年）

公正証書	約22万件
定款認証	約10万件
認証	約17万件
確定日付	約54万件
謄抄本交付	約44万件
その他	約30万件
合計	約177万件

【参照条文】

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第1条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ嘱託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ
権限ヲ有ス

- 一 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト
- 二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト
- 三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用
規定並一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法
律第四十八号）第十三条及第百五十五条ノ規定ニ依リ定款ニ認証ヲ
与フルコト
- 四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識
スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラル記
録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以
下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電
磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第13条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）
又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証
人ニ任セラルコトヲ得

第13条ノ2 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準ス
ル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組
織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）
ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコト
ヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

○民法施行法（明治31年6月21日法律第11号）

第4条 証書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付
キ完全ナル証拠力ヲ有セス

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
- 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタ
ルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
- 三～六 （略）

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

9問 現在、公証人は全国に何名いるのか、また、東京や大阪等の都市部には何名いるのか、法務当局に問う。

（答）

平成29年4月1日現在の公証人の員数は496名である。
そのうち東京法務局に所属する公証人の員数は105名であり、大阪法務局に所属する公証人の員数は31名である。

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

10問 公証人の手数料収入は全国平均でどの程度か、また、
都市部においてはどの程度か、法務当局に問う。

（答）

監督法務局においては、公証人の手数料収入の総額を把握することはできるが、公証人が負担している役場維持費等の必要経費を把握することができないため、正確な実収入額は不明である。

（個人の公証人の具体的な収入については、事業者の個人情報に関わるものであるため、お答えしかねるが）法務局で把握している手数料収入の総額をもとに、平成27年における公証人の手数料収入の全国平均を算出すると、月額約250万円程度である。

また、東京法務局所属公証人の手数料収入の平均は、月額約320万円程度であり、大阪法務局所属公証人の手数料収入の平均は、月額約340万円程度である。

公証人はこの中から役場維持経費（役場の賃料、執務用設備の購入・維持費、書記・事務補助者等の人件費等）を支払っている（注）。

（注）事務経費の割合は、役場により異なるが、およそ3割ないし7割であると聞いている。

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

11問 公証人のうち、法務省又は裁判所の出身者以外は何人か、法務当局に問う。

（答）

平成29年4月1日現在の公証人の員数は496名である。
このうち、前職が法務省職員又は裁判所職員以外であった者は、
3名であり、いずれも、前職は司法書士である。

（参考） 平成29年4月1日現在での定員、現在員等の詳細は以下のとおり。

公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移

年 度	定 員	現 在 員	年齢別内訳 (上段から)	前職別内訳 (上段から)
			60歳以下	判 事
			61歳～65歳	検 事
			66歳～70歳	法務事務官 上記以外
最新 H29.4.1現在	669人	496人	59人 266人 171人	139人 193人 161人 3人（司法書士）

（注）公証人の定員。公証人定員規則（昭和24年法務府令第10号）で定められており、平成29年4月1日現在、669名である。

※1 女性は5名

（判事出身者：3名（59歳、62歳、63歳）、検事出身者：1名（64歳）、法務事務官出身：1名（62歳））

※2 公証役場数 286

※3 平均年齢 64.12歳

4月25日(火) 参・法務委
東徹 議員(維新)

対法務当局(民事局)

12問 公証人の公募制度の概要について、法務当局に問う。

(答)

[公募制度の概要]

公証人は、法務大臣が、専門的な法的知識・経験を有する等の一定の任命資格を有する者の中から、適任と認める者を任命することとされている(同法第11条から第13条ノ2まで)。

具体的には、公証人に多様で有意な人材を確保すべく、公募を行った上で、応募のあった者の中から、公証人法の規定に基づき、

① 裁判官、検察官、弁護士の法曹資格を有する者(同法第13条)

② 多年法務に携わり、法曹に準ずる学識経験を有する者で検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者(同法第13条ノ2)

を公証人に任命している。

[応募者の選考方法]

任命の選考に当たっては、法曹有資格者公証人については、法曹資格を有する応募者に対して面接を行い、公正・中立に公証事務を行う者として適任と認められる者を公証人に任命している。

また、法曹有資格者に準ずる公証人については、検察官・公証人特別任用等審査会において選考が行われているとこ

る、同審査会の定めに従って、応募者につき、書類選考により、多年法務に携わった経験を有するかどうかが判定された上で、口述試験が実施され、必要な学識経験及び適格性を有する者として同審査会の答申が得られた者を公証人に任命している。

(参考) 参照条文

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第十一條 公証人ハ法務大臣之ヲ任シ及其ノ属スヘキ法務局又ハ地方法務局ヲ指定ス

第十二條 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

一 日本国民ニシテ成年者タルコト

二 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

② 試験及実地修習ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第十三條 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク），検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任セラルコトヲ得

第十三条ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ選考ヲ經タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

13問 公証人の面接官は、どのような人がなっているのか、
法務当局に問う。

（答）

（慣例により、）当省の幹部職員（注）が実施している。

更問1－1 法曹有資格者公証人の面接においては、具体的に
どのような審査を行っているのか。

（答）

お尋ねの公証人の応募資格者は、法曹有資格者であり、基本的に公証人に要求される法的能力を有しているものと考えられるが、公証人の任命時に必要な法的能力の水準を維持しているかを確認するとともに、人格・識見を兼ね備えた者であるかを判定するために、口頭試問を行って、民事法や公証人法などの公証事務に關係する法令に関する知識を有していること及び公証人にふさわしい人格を備えていることを確認している。

更問 1－2 (法曹有資格者公証人の採用) 面接は一人当たり何回、何分くらい、どのような内容の面接を行うのか。

(答)

法曹有資格者公証人の採用に当たっては、採用希望者一人につき一回、面接を行い、志望動機や公証人実務等に関する法律的知識を聞くことなどを通じ、公証人としての能力及び適性を有するかどうかを総合的に判断してその採否を決定しているところ。

(参考)

法曹有資格公証人選考等要領（平成15年3月12日法務省大臣官房人事課長決定。行政文書開示請求に対して全部開示しているもの。）においては、採用面接につき次の規定が置かれているのみであり、その余は慣例により行われている。

「4 採用面接

- (1) 法曹有資格公証人への採用を希望する者に対する選考に当たっては、採用面接を行うものとする。
- (2) 大臣官房人事課長は、3(2)の規定により適式な出願関係書類の送付を受けたときは、速やかに、当該出願者に対し、別紙様式第4号により採用面接の日時及び場所を通知するものとする。」

(参照条文) 公証人法

- 第十三条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経シテ公証

人ニ任セラルルコトヲ得

- 第十三条ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

更問 1－3 一回当たりの面接時間や面接の内容の詳細を問われた場合。

(答)

お尋ねの点については、公証人としての能力及び適性を見極めるため必要な範囲で面接を行っているものであるが、その時間や各回の面接内容の詳細については、必ずしも一様でないため、お答えすることが困難である。

更問 1－4 慣例を記載した文書の有無について問われた場合。

(答)

お尋ねの点について記載された行政文書は、存しない。

更問 2 法曹有資格者に準ずる公証人の口述試験については、具体的にどのような審査を行っているのか。

(答)

お尋ねの公証人の応募資格者は、法曹有資格者公証人の場合と異なって、公証人に要求される法的能力が必ずしも担保されていないと考えられるため、必要な学識・経験を有しているかを確認するとともに、人物・識見を兼ね備えた者であるかを判定するために、検察官・公証人特別任用審査会の定めにより、口述試験を行って、民事法や公証人法などの公証事務に関係する法令を中心とした法的能力を有しているかどうか及び公証人にふさわしい人格を有しているかどうかを審査している。

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

14問 公証人の公募において、前職が法務省や裁判所職員であった者の応募数及びそれ以外からの応募数はどの程度か。

（答）

過去5年間において、公募を実施した公証人のポストが合計595であったのに対し、334人の応募があったところ、法務省や裁判所職員であった者の応募が313人であり、それ以外の応募が21人であった。

（参考）

	公募数	応募数	採用数	応募者の前職の内訳（カッコ内は採用数）			
				検事	判事	法務省職員・ 裁判所職員	司法書士等
平成28年度	112	66	58	18(17)	20(20)	23(21)	5(0)
平成27年度	112	68	60	29(29)	15(15)	18(16)	6(0)
平成26年度	106	62	55	19(19)	19(19)	20(17)	4(0)
平成25年度	134	72	68	21(21)	25(25)	23(22)	3(0)
平成24年度	131	66	62	30(30)	13(13)	20(18)	3(1)
合計	595	334	303	117(116)	92(92)	104(94)	21(1)

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

15問 前職が法務省や裁判所以外である者からの応募が少ないことについて、どう考えるか、法務当局の見解を問う。

（答）

- 1 公証人については、平成14年度から任用のための公募を実施しているが、現在までのところ、いわゆる民間出身者から任命された者は、法曹有資格者に準ずる公証人について司法書士が4名（現職3名）という状況にある（注1）。
- 2 これは、民間出身者からの応募がそもそも極めて少ないことが主な原因であるが、この応募が極めて少ないので、公証人に職務専念義務（兼業禁止義務）が課せられるため、弁護士など、既に職を持っている者が応募することが実際上困難であるという事情に由来するものと考えられる。
- 3 法務省としては、民間からの登用の推進に向けた環境づくりを進めるため、公募制度の周知（注2）、実施した試験の概要の公開等の措置を行っているが、引き続き、民間からの応募についての環境整備に努めてまいりたいと考えている（注3）。

（注1）民間出身者からの応募は、平成14年度から平成28年度までのべ42名（司法書士38名、企業法務従事者等4名）である。

うち、合格者は平成16年度、平成21年度、平成23年度及び平成24年度に各1名（いずれも司法書士）である。

なお、平成16年度合格者は、本年7月に退任している。

(注2) 現在は、官報掲載及び法務局の掲示板のほか、法務省のホームページにおいて掲示している。

(注3) 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）では、以下のとおり盛り込まれている。

「○公証事務【平成17年度中に措置】

公証人は、公証人法（明治41年法律第53号）の規定により法務大臣から任命されるものであり、国家公務員法（昭和22年法律第120号）上の公務員ではなく、独立採算で各自がその職務を遂行している。平成14年度から公募制度が導入されているが、現在までのところ、民間出身者からの応募は少なく、その任命はされていない状況にある。

したがって、公証人について、各人の適性・能力に応じた選考を行うことはもとより、民間出身者がより応募しやすくなるよう、公募の在り方を見直し、公募制度の一般への更なる周知を図るとともに、実施した試験の概要を公開する等、更なる民間開放の推進に向けた環境づくりを進める。」

更問1 法曹有資格者や法務局出身者間で公募が競合

していないのは、実際上、当局が応募させる場所を指定・斡旋しているからではないのか。

（答）

公募は、市区町村単位（注）で指定されるところ、検事や法務局出身者がどこに応募するかは、応募者の選択に委ねられている。

このため、一般論としていえば、居住地と役場の距離や規模等を考慮して、応募先を選択しているものと推測されるところである。

実際、同一の採用予定地の公募に対して複数の応募もあることや、応募がない場所もあることからも、当局が、応募させる場所を指定・斡旋している事実はないことは明らかである。

(注) 明治42.7.21民刑623民刑局長回答

「指定地ノ意義ニ關スル件」

(要旨) 役場について「法務大臣ノ指定シタル地」とは市区町村をいう。

(照会) 第十八条ニ於テ「司法大臣ノ指定シタル地」トアルハ行政上ノ一区域即チ某市若クハ某町村ノ義ナルヤ又ハ役場ヲ設置スヘキ地番若クハ番戸ヲ指シタルモノニ候哉

(回答) 前段貴見ノ通」

【参照条文】

○公証人法(明治41年4月14日法律第53号)

第十条 公証人ハ法務局又ハ地方法務局ノ所属トス

② 各法務局又ハ地方法務局ニ所属スル公証人ノ員数ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域毎ニ法務大臣之ヲ定ム

第十八条 公証人ハ法務大臣ノ指定シタル地ニ其ノ役場ヲ設クヘシ

○公証人法施行規則(昭和24年6月1日法務府令第9号)

第一条 公証人は、法務大臣の指定した地にその役場を設けようとするときは、その位置、建物の構造及び周囲の状況を記載した書面を添附して、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

2 公証人は、役場を設けたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、役場を移転する場合に準用する。

更問2 実際に、法曹有資格に準ずる公証人に任命された法務局出身者は、法務局・地方法務局の局長又は部長以上の者に限られているのではないか。

それは、実際に、当局が公募に応募させる者を指定・斡旋しているからではないか。

[被選考資格]

法曹有資格に準ずる公証人は、公証人法上、多年法務に携わり、法曹に準ずる学識経験を有する者で検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者から任命することとされている。

その具体的な被選考資格については、検察官・公証人特別任用等審査会議決（平成14年7月29日付け）により、「裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官については、その職務に従事した期間が通算して15年以上の者であって、いわゆる行一（行政職俸給表（一））の職務の級が7級以上の職にあったもの」などとされている。

これは、公証人が、公証事務についての十分な法律知識と実務能力を有し、かつ、一方当事者の利益に偏ることのない公正中立な立場を守ることができる者でなければならぬことから、公務員として対外的に責任の重い地位に就いた者（注）であることが必要であると判断されたことによるものと理解している。

[結語]

このように、厳格な被選考資格が定められ、十分な法律知識や実務能力等が求められていることから、法務局出身者である法務事務官で公募に応じるのは、法務局・地方法務局の局長又は部長であることが多く、結果として、法務局長や部長であった者が公証人に任命されているものであり、当局が、公募に応募する者を指定・斡旋している事実はない。

（注）公務員として対外的に責任の重い地位に就いた者とは、本省の室長、管区機関の特に困難な業務を所掌する課長、府県単位機関の長（行一・7級）、高等検察庁の特に困難な業務を所掌する課長、地方検察庁事務局長、地方検察庁の困難な業務を処理する首席検査官（公二・7級）以上の職にあった者

【参照条文】

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第十一條 公証人ハ法務大臣之ヲ任シ及其ノ属スヘキ法務局又ハ地方法務局ヲ指定ス

第十二條 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

一 日本国民ニシテ成年者タルコト

二 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

② 試験及実地修習ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第十三條 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク），検察官（副検事ヲ除ク）

又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任セラルコトヲ得

第十三條ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

第十四条 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年以下ノ禁錮ニ処セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 破産手続開始ノ決定ヲ受ケ復権セサル者
- 三 罷免ノ裁判ヲ受ケタル者，懲戒ノ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ弁護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ罷免，免官，免職又ハ除名後二年ヲ経過セサル

更問3 公証人の公募について、ポスターの作成や新聞広告などにより、更に民間出身者からの登用の推進に向けた実効的な広報活動を進めるべきではないか。

1 公証人の任用のための公募に当たっては、官報に掲載し、法務局の掲示板に掲示することのほか、他の法務省関係の採用や試験と同様、法務省ホームページのトップページ右側のメイン

メニュー欄にある「資格・採用情報」のもとに、公証人関係の公募情報をまとめて公開するとともに、法曹有資格者に準ずる公証人の公募を開始するごとに、同じくトップページ中央のインフォメーション欄にある「試験関係のお知らせ」のもとに、試験情報を公開している。

2 インターネットが広く行き渡った今日の情報社会においては、ホームページにおける広報活動が最も効率的かつ効果的であると考えられることから、引き続き、民間からの応募についての環境整備に努めてまいりたい。

(参考) 法務省ホームページ

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

日本へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ表示

サイトマップ 法務支援情報 ENGLISH 検索 詳細検索

国際社会における正義の実現のために

UNAFEI since 1962

国連アジア極東犯罪防止研修所は
世界における法の支配の確立に貢献しています。

「再犯防止推進のための国・地方・民間会合」が開催されました(2月17日)

テロ等準備罪 Q&A

未来につなぐ
相続登記

国籍を選ぼう
~全国の方へ~

再犯防止キャラバン
地域とつながり、ひろがる
再犯防止の普及をめざす

企業の海外展開支援

無戸籍でお困りの方々へ
~戸籍をつくる手続~

法務省 公式SNS

日本司法支援センター
お問い合わせ

Japanese Law Translation データベース

法務省の
国際協力

メインメニュー

- 大臣・副大臣・政務官
- 広報・報道・大臣会見
- 法務省の概要
- 所管法令等
- 資格・採用情報
- 政策・施策
- 政策評価等
- パブリックコメント
- 省議・審議会等
- 白書・統計・研究
- 予算・決算
- 政府調達情報
- 情報公開・公文書管理・個人情報保護
- 行政手続の案内
- 法令適用事前確認手続
- オンライン申請
- ご意見・ご提案
- 相談窓口
- その他



本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り



会 トップページ サイトマップ 業務支援情報 ENGLISH

検索 詳細検索

トップページ > 資格・採用情報

資格・採用情報

資格・採用情報のメニュー

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 司法試験 | 旧司法試験 |
| 司法試験予備試験 | 司法書士試験 |
| 簡裁訴訟代理等能力認定者査 | 土地家屋調査士試験 |
| 土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定 | 検事を志す皆さんへ |
| 総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験) | 一般職試験(大卒程度試験・高卒者試験) |
| 法務省専門職員(人間科学)採用試験 | 法務教官選考採用 |
| 刑務官 | 刑務官選考採用 |
| 法務技官選考採用 | 矯正施設医師採用 |
| 保護観察官選考採用 | 社会復帰調整官 |
| 入国警備官 | 公安調査庁志望者 |
| 公証人 | その他採用情報 |

[法務省をめざす女性の皆さんへ](#)

資格・採用情報メニュー

- [司法試験](#)
- [旧司法試験](#)
- [司法試験予備試験](#)
- [司法書士試験](#)
- [簡裁訴訟代理等能力認定者査](#)
- [土地家屋調査士試験](#)
- [土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定](#)
- [検事を志す皆さんへ](#)
- [総合職試験\(院卒者試験・大卒程度試験\)](#)
- [一般職試験\(大卒程度試験・高卒者試験\)](#)
- [法務省専門職員\(人間科学\)採用試験](#)
- [法務教官選考採用](#)
- [刑務官](#)
- [刑務官選考採用](#)
- [法務技官選考採用](#)
- [矯正施設医師採用](#)
- [保護観察官選考採用](#)
- [社会復帰調整官](#)
- [入国警備官](#)
- [公安調査庁志望者](#)
- [公証人](#)
- [その他採用情報](#)
- [法務省をめざす女性の皆さんへ](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [省議・審議会等](#)
- [白書・統計・研究](#)
- [予算・決算](#)
- [政府提遺情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [行政手続の窓口](#)



日本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り



[トップページ](#) [サイトマップ](#) [実務支援情報](#) [ENGLISH](#)

[検索](#) [詳細検索](#)

[トップページ](#) > [資格・採用情報](#) > 公証人

公証人

公証人のページ

- [平成28年度公証人法第13条ノ2の規定による公証人の選考のための口述試験における問題のテーマについて](#)
- [平成28年度における公証人法第13条ノ2に規定する公証人の公募について](#)
- [公証人法第13条に規定する公証人の公募\(法曹有資格者\)について](#)
- [平成27年度公証人法第13条ノ2の規定による公証人の選考のための口述試験における問題のテーマについて](#)

資格・採用情報メニュー

- [司法試験](#)
- [旧司法試験](#)
- [司法試験予備試験](#)
- [司法書士試験](#)
- [簡裁訴訟代理等能力認定審査](#)
- [土地家屋調査士試験](#)
- [土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定](#)
- [接事を志す皆さんへ](#)
- [総合職試験\(院卒者試験・大卒程度試験\)](#)
- [一般職試験\(大卒程度試験・高卒者試験\)](#)
- [法務省専門職員\(人間科学\)採用試験](#)
- [法務教官選考採用](#)
- [刑務官](#)
- [刑務官選考採用](#)
- [法務技官選考採用](#)
- [矯正施設医師採用](#)
- [保護観察官選考採用](#)
- [社会復帰調整官](#)
- [入国警備官](#)
- [公安調査庁志望者](#)
- [公証人](#)
- [その他採用情報](#)
- [法務省をめざす女性の皆さんへ](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [省議・答議会等](#)
- [白書・統計・研究](#)
- [予算・決算](#)
- [政府認定情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [行政手続の案内](#)

法曹有資格者 13条



■本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り



会 トップページ サイトマップ 業務支援情報 ENGLISH

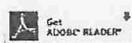
検索 詳細検索

トップページ > 資格・採用情報 > 公証人 > 公証人法第13条に規定する公証人の公募(法曹有資格者)について

公証人法第13条に規定する公証人の公募(法曹有資格者)について

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

- 1 公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間
 - (1) 受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間
平成29年3月7日(火)午前8時30分から同月21日(火)午後5時15分まで
 - (2) 受付法務局における公証人採用申込願書受付期間
平成29年3月14日(火)から同月21日(火)まで(土、日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時15分まで
- 2 受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日
[採用予定地一覧 \[PDF\]](#)
- 3 その他
[法務局及び地方法務局の所在地一覧](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

平成29年3月2日
法務省

資格・採用情報メニュー

- [司法試験](#)
- [旧司法試験](#)
- [司法試験予備試験](#)
- [司法書士試験](#)
- [簡裁訴訟代理等能力認定審査](#)
- [土地家屋調査士試験](#)
- [土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定](#)
- [検事を志す皆さんへ](#)
- [総合職試験\(院卒者試験・大卒程度試験\)](#)
- [一般職試験\(大卒程度試験・高卒者試験\)](#)
- [法務省専門職員\(人間科学\)採用試験](#)
- [法務教官選考採用](#)
- [刑務官](#)
- [刑務官選考採用](#)
- [法務技官選考採用](#)
- [矯正施設医師採用](#)
- [保護観察官選考採用](#)
- [社会復帰調整官](#)
- [入国警備官](#)
- [公安調査庁志望者](#)
- [公証人](#)
- [その他採用情報](#)
- [法務省をめざす女性の皆さんへ](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価室](#)
- [パブリックコメント](#)
- [省課・委託会等](#)
- [白書・統計・研究](#)
- [予算・決算](#)
- [政府提連情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [行政手続の窓口](#)

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成29年3月2日

法務省

1 公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

(1) 受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成29年3月7日（火）午前8時30分から同月21日（火）午後5時15分まで

(2) 受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成29年3月14日（火）から同月21日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時15分まで

2 受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内 新宿区	1人	平成29年8月1日
	本局管内 中央区	1人	平成29年8月1日
	本局管内 足立区	1人	平成29年8月1日
	本局管内 中野区	1人	平成29年8月2日
	本局管内 豊島区	1人	平成29年10月16日
	本局管内 港区	1人	平成29年8月9日
	府中支局管内 府中市	1人	平成29年10月3日
横浜地方法務局	本局管内 横浜市中区	1人	平成29年8月1日
さいたま地方法務局	本局管内 さいたま市浦和区	1人	平成29年8月1日
	本局管内 川口市	1人	平成29年8月2日
千葉地方法務局	本局管内 市川市	1人	平成29年8月2日

宇都宮地方法務局	本局管内 宇都宮市	1人	平成29年8月1日
前橋地方法務局	本局管内 前橋市	1人	平成29年8月1日
静岡地方法務局	本局管内 静岡市葵区	1人	平成29年8月29日
甲府地方法務局	本局管内 甲府市	1人	平成29年8月1日
新潟地方法務局	本局管内 新潟市中央区 長岡支局管内 長岡市	1人 1人	平成29年8月1日 平成29年8月1日
神戸地方法務局	尼崎支局管内 尼崎市	1人	平成29年8月1日
名古屋法務局	本局管内 名古屋市中村区 本局管内 名古屋市中村区	1人 1人	平成29年8月1日 平成29年8月2日
津地方法務局	本局管内 津市	1人	平成29年8月1日
金沢地方法務局	本局管内 金沢市	1人	平成29年8月1日
広島法務局	本局管内 広島市中区	1人	平成29年8月1日
長崎地方法務局	本局管内 長崎市	1人	平成29年8月1日
熊本地方法務局	本局管内 熊本市中央区	1人	平成29年8月1日
宮崎地方法務局	本局管内 宮崎市	1人	平成29年8月1日
那覇地方法務局	本局管内 那覇市	2人	平成29年8月1日

福島地方法務局	本局管内 福島市	1人	平成29年8月1日
盛岡地方法務局	本局管内 盛岡市	1人	平成29年8月1日
秋田地方法務局	本局管内 秋田市	1人	平成29年8月1日
青森地方法務局	本局管内 青森市	1人	平成29年8月1日
札幌法務局	本局管内 札幌市中央区	1人	平成29年8月1日
高知地方法務局	本局管内 高知市	1人	平成29年8月1日

準ずる者 13条の2



本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り



トップページ サイトマップ 業務支援情報 ENGLISH

検索 詳細検索

[トップページ](#) > [資格・採用情報](#) > [公証人](#) > 平成28年度における公証人法第13条ノ2に規定する公証人の公募について

平成28年度における公証人法第13条ノ2に規定する公証人の公募について

平成28年11月11日

1 公証人法第13条ノ2の公証人(※)の公募について

※以下「特任公証人」といいます。

(1) 公証人に採用されるとき

【職務内容】

公証人法に定めのある公証人の職務内容は、当事者その他の関係人の嘱託により、(ア)法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成すること、(イ)私署証書に認証を与えること及び(ウ)株式会社等の定款に認証を与えることです(同法第1条)が、公証人は、このほか、他の法令に定めのある職務として、遺言証書の作成(民法第969条)、金銭等の請求につき執行受諾文書のある公正証書(執行証書)への執行文の付与(民事執行法第26条第1項)、手形・小切手の拒絶証書の作成(拒絶証書令第1条)、私文書への確定日付の付与(民法施行法第5条、第6条)等の職務を行います。

公証人は、法務大臣の指定する地にその役場を設け、原則としてその役場において、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。

【身分】

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により法務大臣が任命し、公証行為という国の公務を掌るものですから、実質的意義における公務員であり、刑法の文書偽造罪等や国家賠償法の適用については、公務員に当たるとされています。

また、公証人は、その取り扱った事件について守秘義務を負う(公証人法第4条)ほか、法務大臣の監督を受けることとされています(同法第74条第1項)。

なお、公証人には職務専念義務があり、兼職は禁止されています(同法第5条)。したがって、例えば、司法書士登録をしている場合には、その登録の取消しをする必要があります。

【手数料収入】

公証人は、職務の執行につき、嘱託人から、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費を受けることができ、その額は、政令(公証人手数料令)の定めるところによります。公証人は、これ以外の報酬は、名目のいかんを問わず、受け取ってはなりません(公証人法第7条)。公証人に、国庫から給与や諸手当が支給されることは、ありません。

また、公証人は、個人として国民健康保険に加入することになります。

なお、公証人は、手数料収入の中から個人の負担により役場の維持費、雇用した書記の人工費等の経費を支出することになります。

【退職】

公証人は、70歳に達すると、退職しなければなりません。

(2) 公募手続の概要について

- ・ 特任公証人選考のための公募は、原則として年1回行っています。
- ・ 特任公証人の被選考資格は、多年法務に携わった経験を有する者として検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が定める基準に該当する者であり、後記2のとおりです。
- ・ 平成28年度に公募する公証役場、採用予定人数及び採用予定年月日等は、後記3のとおりです。
- ・ 平成28年度の公証人選考申込願書受付期間等は、後記4のとおりです。
- ・ 提出書類等は、後記5のとおりです。
- ・ 短答式による筆記試験については、後記6のとおりであり、筆記試験の科目は、(ア)民法、(イ)商法、(ウ)民事訴訟法(民事執行法を含む。)及び(エ)公証人法の4科目です。
- ・ なお、検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が定める者については、その申請により、短答式による筆記試験において、科目の一部が免除されます(後記7参照)。
- ・ 口述試験については、後記8のとおりであり、口述試験においては、受験者が公証人となるのに必要な学識経験及び適格性を有する人物であるかどうかが判定されます。
- ・ 最終選考結果は、平成29年4月上旬までに通知します。

2 選考資格

次に掲げる基準に該当する方は、多年法務に携わった経験を有する者として、公証人法第13条ノ2に規定する選考を受けることができます。

なお、次に掲げる者に該当しない方については、その方の経歴、資格等に基づき、検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会が、多年法務に携わった経験を有するか否かを個別に審査し、被選考資格の有無を決定します。

おって、被選考資格の有無は、平成28年10月1日を基準日として判定します。

資格・採用情報メニュー

- ・ [司法試験](#)
- ・ [旧司法試験](#)
- ・ [司法試験予備試験](#)
- ・ [司法書士試験](#)
- ・ [簡裁訴訟代理等能力認定審査](#)
- ・ [土地家屋調査士試験](#)
- ・ [土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定](#)
- ・ [検事を志す皆さんへ](#)
- ・ [総合職試験\(院卒者試験・大卒程度試験\)](#)
- ・ [一般職試験\(大卒程度試験・高卒者試験\)](#)
- ・ [法務省専門職員\(人間科学\)採用試験](#)
- ・ [法務教官選考採用](#)
- ・ [刑務官](#)
- ・ [刑務官選考採用](#)
- ・ [法務技官選考採用](#)
- ・ [矯正施設医師採用](#)
- ・ [保護観察官選考採用](#)
- ・ [社会復帰調整官](#)
- ・ [入国警備官](#)
- ・ [公安調査庁志望者](#)
- ・ [公証人](#)
- ・ [その他採用情報](#)
- ・ [法務省をめざす女性の皆さんへ](#)

その他のメニュー

- ・ [大臣・副大臣・政務官](#)
- ・ [広報・報道・大臣会見](#)
- ・ [法務省の概要](#)
- ・ [所管法令等](#)
- ・ [政策・施策](#)
- ・ [政策評価等](#)
- ・ [パブリックコメント](#)
- ・ [省籍・審議会等](#)
- ・ [白書・統計・研究](#)
- ・ [予算・決算](#)
- ・ [政府調達情報](#)
- ・ [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- ・ [行政手続の窓口](#)

1 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して15年以上の者であつて、 (1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)に定める職務の級が7級以上の職にあつたもの (2) 給与法第6条第1項第4号ロに規定する公室職俸給表(二)に定める職務の級が7級以上の職にあつたもの
2 簡易裁判所判事又は副検事としてその職務に従事した期間が通算して5年以上の者
3 2掲記の職務に従事した期間が通算して5年未満であるが、この期間に1掲記の職務に従事した期間を通算すると、これらの職務に従事した期間が通算して15年以上になる者
4 司法書士としての実務の経験年数が通算して15年以上の者
5 法人の法務に関する実務の経験年数が通算して15年以上の者

- ① 法令適用事前確認手続
- ② オンライン申請
- ③ ご意見・ご提案
- ④ 相談窓口
- ⑤ その他

3 受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日は、次のとおりです。

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日	
静岡地方法務局	下田支局管内	下田市	1人	平成29年6月1日
神戸地方法務局	加古川支局管内	加古川市	1人	平成29年7月1日
奈良地方法務局	葛城支局管内	大和高田市	1人	平成29年7月1日
和歌山地方法務局	新宮支局管内	新宮市	1人	平成29年7月1日
	橋本支局管内	橋本市	1人	平成29年9月19日
名古屋法務局	春日井支局管内	春日井市	1人	平成29年7月1日
	西尾支局管内	西尾市	1人	平成29年9月1日
富山地方法務局	高岡支局管内	高岡市	1人	平成29年8月1日
山口地方法務局	周南支局管内	周南市	1人	平成29年11月1日
岡山地方法務局	津山支局管内	津山市	1人	平成29年12月1日
鳥取地方法務局	米子支局管内	米子市	1人	平成29年7月1日
	倉吉支局管内	倉吉市	1人	平成29年10月1日
福岡法務局	柳川支局管内	大牟田市	1人	平成29年7月1日
	行橋支局管内	行橋市	1人	平成29年7月1日
長崎地方法務局	本局管内	長崎市	1人	平成29年5月1日
熊本地方法務局	天草支局管内	天草市	1人	平成29年7月1日
宮崎地方法務局	日南支局管内	日南市	1人	平成29年7月1日
山形地方法務局	米沢支局管内	米沢市	1人	平成29年6月1日
盛岡地方法務局	宮古支局管内	宮古市	1人	平成29年7月1日
札幌法務局	小樽支局管内	小樽市	1人	平成29年7月1日
高知地方法務局	四万十支局管内	四万十市	1人	平成29年9月1日

4 公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間

(1) 受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間は、次のとおりです。

平成28年11月22日(火曜日)午前8時30分から同年12月13日(火曜日)午後5時15分まで

(2) 受付法務局における選考申込願書受付期間は、次のとおりです。

平成28年11月30日(水曜日)から同年12月13日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

5 提出書類等

受付法務局において、上記4の(1)の期間中、公証人選考申込願書、経歴に係る申告書、筆記試験一部免除申請書、勤務経験明書の各用紙及びその記載例を配布し、応募を受け付けています。記載方法についての説明等を行いますので、受付法務局の総務課までお越しください。

なお、次に掲げる方は、経歴を証する書面として、次のものが必要となります。

(1) 裁判所事務官、裁判所書記官又は簡易裁判所判事(これらの職にあつた方を含みます。)
辞令の写し又は所長等の証明書

(2) 司法書士
日本司法書士会連合会発行の登録事項証明書及び事務所所在地履歴事項証明書

(3) 法人その他の法務経験者
勤務経験証明書

6 短答式による筆記試験について

公募した公証役場の定数(採用予定人員)に対する応募者がその定数の倍数を超える場合には、平成29年1月中旬頃に短答式による筆記試験を行います。

試験の科目は、(ア)民法、(イ)商法、(ウ)民事訴訟法(民事執行法を含む。)及び(エ)公証人法の4科目です。
なお、この短答式による筆記試験は、公募を行った法務局又は地方法務局において実施されます。

7 短答式による筆記試験の一部免除について

次の表の各号の左欄に掲げる方の申請により、当該各号の右欄に掲げる科目が免除されます。

1 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して25年以上になる者	民法及び商法 ただし、民事訴訟に関する職務に従事した期間が通算して3年以上になる者については、民事訴訟法も免除する。
2 簡易裁判所判事としてその職務に従事した者	民法、商法及び民事訴訟法
3 副検事としてその職務に従事した者	民法及び商法
4 司法試験に合格した者	当該試験において受験した科目
5 司法書士試験に合格した者	民法及び商法
6 法人の法務に関する実務の経験年数が通算して25年以上になる者	民法及び商法

8 口述試験について

平成29年2月中旬以降に法務省において口述試験を実施します。
口述試験においては、受験者が公証人となるのに必要な学識経験及び適格性を有する人物であるかどうかが判定されます。

9 結果の発表について

検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会は、経験及び口述試験の結果を総合して選考合格者を決定し、平成29年4月上旬までに、その結果を通知します。
なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

10 その他

□ 法務局・地方法務局所在地一覧

□ ページトップへ

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:03-3580-4111(代表)

法人登録番号1000012030001

[アクセス](#) | [法務省パンフレット](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ご利用にあたって](#) | [政府開発リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

平成29年4月25日(火)

参・法務委員会

東 徹 議員(維新)

対法務当局(人事課)

16問 平成28年9月20日に内閣官房から公表された「国家公務員の再就職」に係る資料によれば、和歌山地方検察庁の検事正が、平成28年1月25日に退職し、同年2月14日に板橋公証役場所属の公証人に再就職しており、離職日から再就職日までが3週間弱となっているが、この者は、在職中に公証人の公募に応じたということか、法務当局に事実関係を問う。

[結論]

- 御指摘の者は、平成27年7月に実施した公証人の公募に対して応募し、採用されており、検察官として在職中に、公証人に応募したものである。

(参考1) 指摘された者の再就職状況の概要(国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出による)

氏名 高森高徳

離職時の年齢 60歳

離職時の官職 和歌山地方検察庁検事正

離職日 平成28年1月25日

再就職日 平成28年2月14日

再就職先の名称 板橋公証役場

再就職先の業務内容 公証業務

再就職先における地位 公証人

(参考2) 当該板橋公証役場所属公証人に係る官報公告の概要

官報公告日 平成27年7月3日

受付法務局における公証人採用申込願書受付期間 同年7月15日から同年22日まで(※時刻省略)

受付法務局 東京法務局

採用予定地 本局管内 板橋区

採用予定人員 1人

採用予定年月日 平成28年2月14日

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

17問 法務省OBが、法務省在職中に担当した管轄区域と同じ区域の公証人になることは非について、法務当局に問う。

（答）

現行の再就職規制上、営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものに対する在職中の求職行為は原則として禁止されているが、国家公務員が離職後に再就職する職業の内容自体や地域についての規制は存しないものと承知。

したがって、法務省の職員であった者が、離職時の官職と同一の管轄区域内の公証人となることは、現行の再就職規制に抵触するものではないと理解している。

公証人は、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、法律関係の明確化・安定化を図ることを基本的な職務としており、法務省職員や裁判所職員が退職後公証人に任命されたからといって、利益相反等の問題が生じるとは考えがたい。

いずれにしても、法務省としては、法曹有資格者又はこれに準ずる学識経験を有する者の中から、公正・中立に公証事務を行う者として適任と認められる者を公証人に任命してまいりたい。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）

第106条の3 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同

じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

第2項～第5項 (略)

○職員の退職管理に関する政令(平成20年12月25日政令第389号)

第四条 法第百六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- 二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- 三 立入検査、監査又は監察(法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが

明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- 五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- 六 国、行政執行法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受けた契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。），当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等
- 七 檢察官、検察事務官又は司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている被疑者、当該公訴の提起を受けている被告人又は当該刑の執行を受ける者である営利企業等

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火) 参・法務委

官房人事課 作成
東 徹 議員(維新)

18問 法務省職員が在職中に公証人に応募することは妥当か、法務大臣の所見を問う。

[現行の再就職規制の概要]

- ・ 現行の再就職規制においては、在職中の「利害関係企業等」に対する求職行為が原則として禁止されているものと承知(注1)。

(注1) 国家公務員法第106条の3第1項は、在職中の「利害関係企業等」に対する求職行為を原則として禁止しているところ、「利害関係企業等」の意義については、職員の退職管理に関する政令第4条により、概要、当該職員が①許認可等、②補助金等の交付、③立入検査、監査又は監察、④不利益処分、⑤行政指導、⑥契約、⑦犯罪の捜査等といった事務に従事していた場合に、それらの対象となった営利企業等がこれに該当するものとされている。

[結論]

- ・ これに対し、公証人は、法務大臣が任命する国家公務員であり、「利害関係企業等」には当たらない(注2)ことから、法務省職員が在職中に公証人に応募する行為は、現行の再就職規制に抵触するものではないと認識。

(注2) 「利害関係企業等」とは、「営利企業等」のうち注1に該当するものをいうところ、国家公務員法第106条の2第1項の明文により、「営利企業等」の定義から「国、国際機関、地方公共団体」等が除外されている。

【責任者：官房人事課 伊藤課長 内線 [] 携帯電話 []】

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

19問 政令に定める手数料の算定根拠は何か、また、どのような場合に手数料が変更されるのか。

（答）

[算定根拠]

公証人の手数料については、公証人が国から給与を受けるものではなく、嘱託人から受ける手数料等のみを収入としていることも踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況や一般公務員の給与事情等を考慮して、政令（公証人手数料令（平成5年政令第224号））で定めている（注）。

[手数料が変更される場合]

公証人の手数料の見直しが必要となる場合には、法改正により事務の内容に変更が生じた場合のほか、物価や一般公務員の給与事情に大きな変動が生じた場合などが考えられる。

（注）公証手数料は、国の手数料一般と異なり、国の歳入とならず、これにより公証人が公証役場を運営するという特殊性があるため、経費積算方式による手数料算出は行っていない。

現行の公証人手数料令は、平成5年に全面的に見直しを行ったものであるが、その後も消費者物価指数や一般国家公務員の給与指数の動向を踏まえた見直しの要否について、毎年、検討しているところ。

（参考1）定款認証の手数料額の変遷

昭和 26 年改定・600円
昭和 36 年改定・1000円
昭和 41 年改定・1500円
昭和 46 年改定・3000円
昭和 49 年改定・1万円
昭和 52 年改定・2万円
昭和 57 年改定・4万円
平成 5 年改定・5万円

(参考 2) 消費者物価指数の動向及び一般国家公務員の給与指數

	消費者物価指數	一般国家公務員給与
平成 3 年	100.00	100.00
平成 5 年	102.92	104.85
平成 27 年	106.06	107.14

(※平成 3 年を 100.00 とした場合の平成 5 年及び平成 27 年の数値)

(参考 3)

○執行官法

第九条 前条第一項第一号から第二十一号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般賃金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

20問 保証意思宣言公正証書の作成に係る手数料はいくらを予定しているのか、また、その積算根拠は何か、法務当局に問う。

（答）

[保証意思宣言公正証書の作成手数料]

保証意思宣言公正証書の手数料は、目的の価額が算定不能な法律行為に係る公正証書と同様に扱い、一律、1万1000円とすることを予定している。

[算定根拠]

保証意思宣言公正証書制度は、事業のために負担した貸金等債務につき、個人がリスクを十分に自覚せず安易に保証人になることを防止するため、有効な保証契約を締結するためには事前に公証人の意思確認の手続を経なければならないものとしたものであるが、保証意思を有していること自体の経済的な価額を算定することはできない。

そして、意思確認に必要な審査事務の内容や負担等を踏まえつつ、他の公証事務の手数料との均衡等も考慮して、保証意思宣言公正証書の作成手数料を1万1000円とすることを予定しているものである。

（参照条文）

○公証人手数料令

第九条 法律行為に係る証書の作成についての手数料の額は、この政令に特別の定めがある場合を除き、別表の中欄に掲げる法律行為の目的の価額の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

第十六条 法律行為の目的の価額を算定することができないときは、その法律行為の目的の価額は、五百万円とみなす。ただし、その法律行為の目的の最低価額が五百万円を超えることが明らかなときはその最低価額とし、その法律行為の目的の最高価額が五百万円に満たないことが明らかなときはその最高価額とする。

別表

番号	法律行為の目的の価額	金額
一	百万円以下のもの	五千円
二	百万円を超える二百万円以下のもの	七千円
三	二百万円を超える五百万円以下のもの	一万円
四	五百万円を超える千万円以下のもの	一万七千円
五	千万円を超える三千万円以下のもの	二万三千円
六	三千万円を超える五千万円以下のもの	二万九千円
七	五千万円を超える一億円以下のもの	四万三千円
八	一億円を超える三億円以下のもの	四万三千円に超過額五千万円までご とに一万三千円を加算した額
九	三億円を超える十億円以下のもの	九万五千円に超過額五千万円までご とに一万円を加算した額

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

21問 公証人が、手数料収入から支出している役場維持経費等の経費はどの程度か。

（答）

公証人は、法令に基づく手数料のみを受けるものとされているところ、手数料収入の中から、役場の賃料、執務用設備の購入・維持費、書記・事務補助者的人件費等の必要経費を支弁しているものと承知して〔おり、収入のうち、必要経費の占める割合は、3割から7割と聞いて〕いるが、必要経費の詳細については、法務省として把握していない。

これは、公証人が、弁護士や司法書士等の他の法律専門職種と同様、経営においては個人事業主としての性格を有していることから、その経費や利益につき、法務省として把握する立場ないと考えられるためである。

更問 法務大臣が任命する公務員の側面があるのであり、任命権者として公証人がどれほどの利益を得、また、どれほどの損失を受けているかを把握するべきではないか。

（答）

（先ほども申し上げたとおり、）公証人は、経営においては、個人事業主としての性格を有していることから、どれほど利益を得ているか、また、どれほど損失が生じているかについては、法務省として把握する立場がない。

なお、経費が収入を上回り、損失が出ている場合には、公証業

務の継続が困難となると考えられるが、現時点では、そのような状態にある公証役場はないものと認識している。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成
東 徹 議員(維新)

22問 公証人の手数料を算定するに当たり、公証人が負担するコストがどの程度か調べる必要があるのではないか、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

- ・ (政府参考人の答弁にあったとおり,) 公証人の手数料については、公証人が囑託人から受ける手数料等のみを収入としていることを踏まえつつ、事務の内容や当事者の受ける利益を基礎として算定されており、公証人の負担するコストに基づく経費積算方式を採用していない。
- ・ これは、公証人が、弁護士や司法書士等の他の法律専門職種と同様、経営においては個人事業主としての性格を有していることから、国が、公証人の負担するコストを把握する立場にないと考えられるためである。
- ・ いずれにしても、公証人の手数料を、提供される公証サービスに見合った適正なものとすることは重要であり、今後とも、不斷に見直しの要否について検討してまいりたい。

【責任者：民事局総務課 大谷参事官 内線 [] 携帯 []】